

## AFTC INFORMATION

### 「ガリバー」を運営する「株）I DOM」に消費者庁が措置命令

消費者庁は、平成29年12月8日付で、「保証に関する不当表示」を行った上記事業者に対し、景品表示法に違反する行為（同法第5条第2号（有利誤認））が認められたため、景品表示法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

#### <違反事実の概要（12月8日付）>

事業者名	所在地	代表者	対象車両台数
株式会社I DOM （ガリバー）	東京都	代表取締役 羽鳥 裕介	129台

#### 【保証に関する不当表示】

株式会社I DOMが運営する「ガリバーミニクル」が配布した新聞折り込みチラシに掲載した129台の中古自動車について、「保証付き」、「10年（2年）保証対象」などと表示し、あたかも保証が無償で付帯しているかのように表示していたが、実際には、どの車両にも保証は無償では付帯していなかった。

（表示例）平成28年5月21日配布の新聞折り込みチラシ



自動車の画像ごとに「保証付き」と記載

○詳細については、次の消費者庁ホームページをご覧ください。

【12月8日付 措置命令】

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/pdf/fair\\_labeling\\_171208\\_0001.pdf](http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_171208_0001.pdf)

会員各社におかれましては、このような表示を行わないよう、規約に基づく適正な表示を行っていただきますようお願い致します。

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112